



はじめに
都市計画マスタープランの改定にあたって

(1) 計画の目的と役割

都市計画マスタープランは、次のような目的と役割を担って策定するものです。

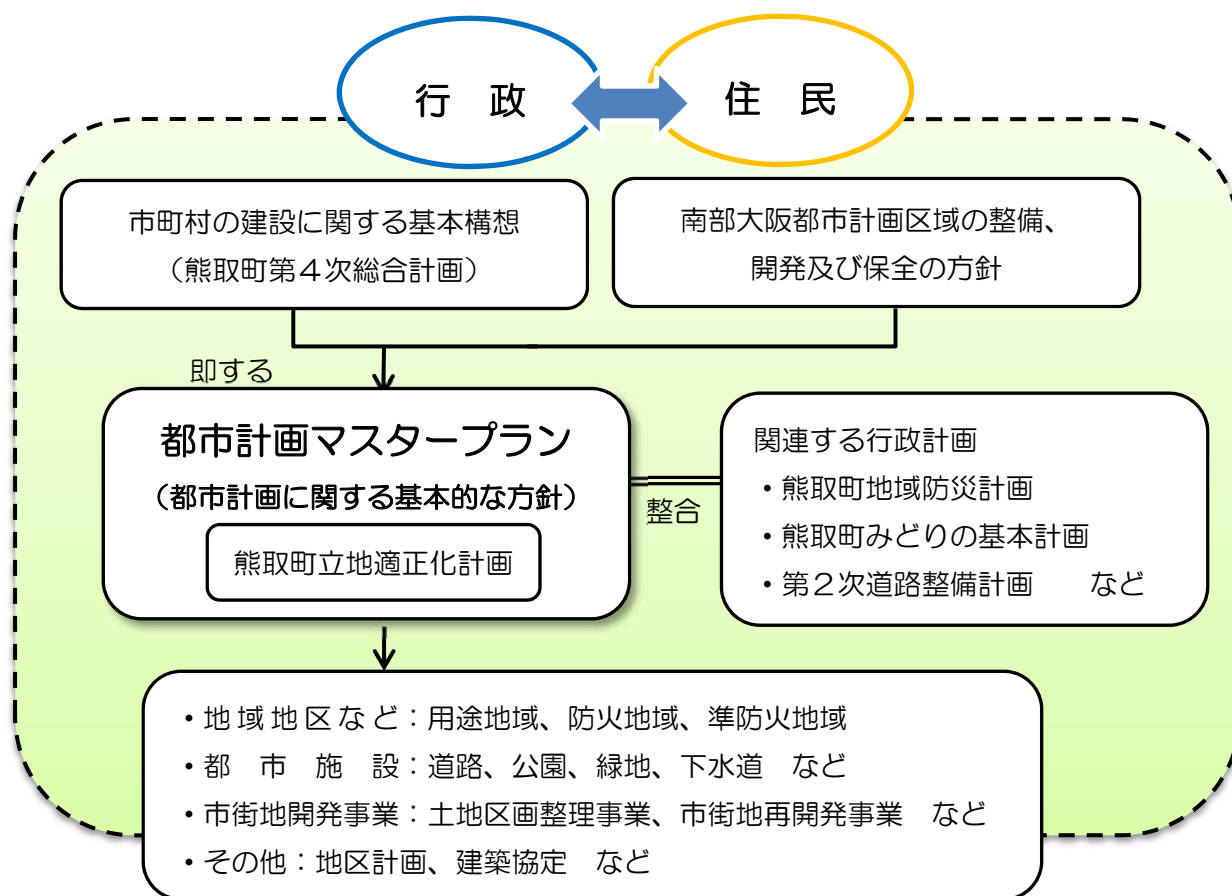
- 住民をはじめ、行政や事業者などまちづくりに関わる様々な主体に、町全体や各地域の将来の都市像を都市計画の長期的な目標として提示します。
- 町の土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する基本的な方針となります。
- 町の都市計画の決定・変更、道路や公園、下水道等の整備に際しての基本的な指針となります。

(2) 計画の位置づけ

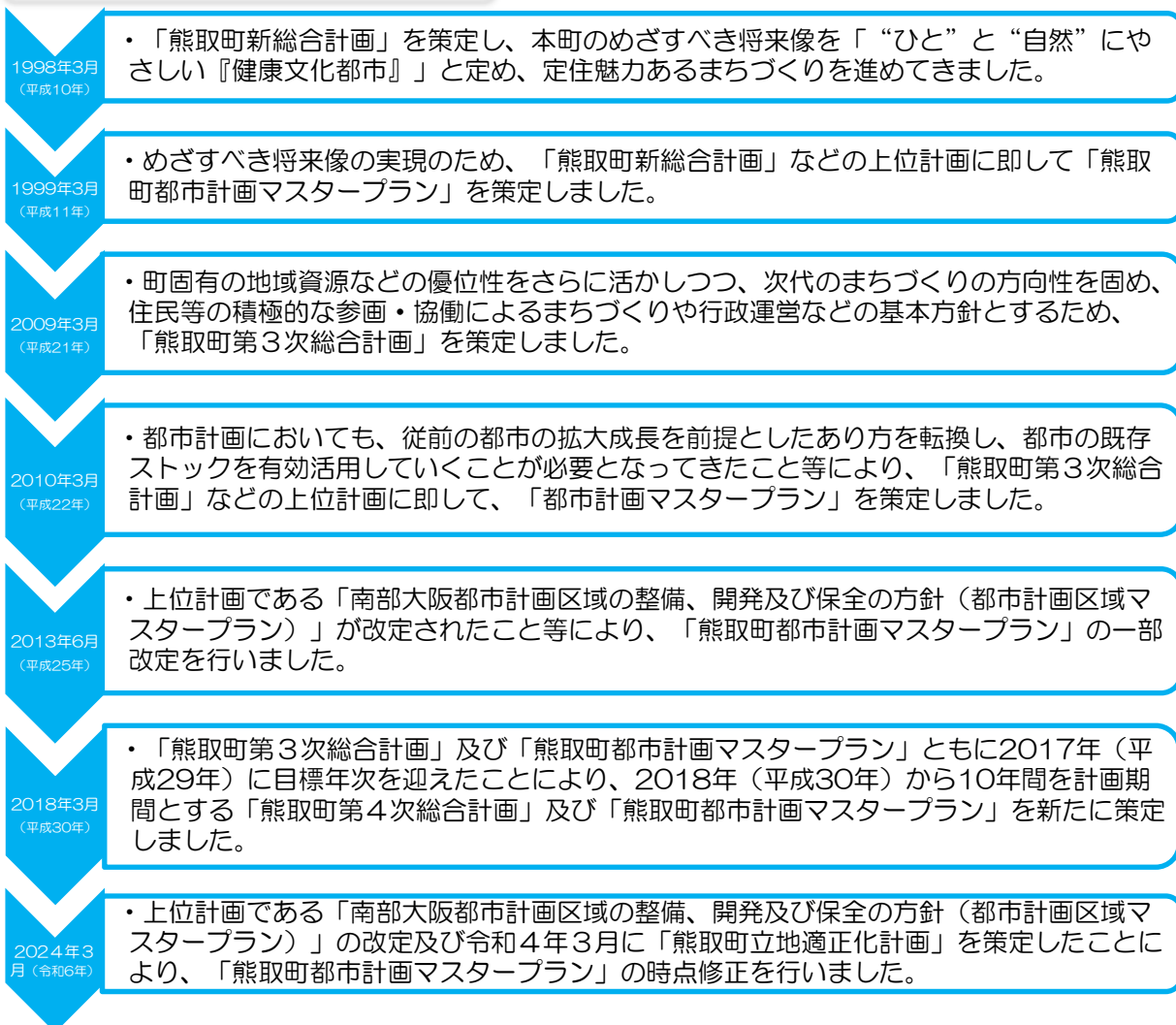
都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に定める「都市計画に関する基本的な方針」であり、住民の合意形成を図りつつ、まちづくりの具体的なビジョンを策定し、地区ごとの整備、開発または保全の課題と方針をきめ細かく定めるものです。

ここで定める方針は、「市町村の建設に関する基本構想」（熊取町第4次総合計画）並びに都道府県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即するものとされています。

■都市計画マスタープラン体系図



(3) 計画改定の背景



(4) 計画の期間

都市計画マスタープランは、町全体の将来像を踏まえて、土地利用、道路、公園、下水道の整備など都市計画の長期的な目標を設定することから、2018年（平成30年）を基準年次とし、2027年（令和9年）を目標年次とする10年間の計画としますが、上位計画等の改定や社会情勢の変化などにより、必要に応じて見直しを行うこととします。

熊取町都市計画マスタープラン

2018年（平成30年）3月策定

※2024年（令和6年）3月時点修正

目標年次 2027年（令和9年）

目標像 いつまでも住み続けたい自然豊かで活力のあるまち
～コンパクトな中に 暮らしの質を高める まちづくり～



(5) 計画の構成

都市計画マスタープランは、次のとおり構成します。

はじめに 都市計画マスタープランの策定にあたって

- | | |
|-------------|----------|
| 1. 策定の目的と役割 | 4. 計画期間 |
| 2. 位置づけ | 5. 計画の構成 |
| 3. 改定の背景、趣旨 | |



第1章 都市づくりの現状と課題

- | | |
|---------------|----------------------|
| 1-1 熊取町の概況 | (3) その他の公共公益施設 |
| (1) 位置、地勢及び沿革 | (4) 市街地整備 |
| (2) 人口 | (5) 住宅・住環境整備 |
| (3) 産業 | (6) バリアフリーのまちづくり |
| (4) 財政 | (7) 景観のまちづくり |
| (5) 法規制 | (8) 安全・安心なまちづくり |
| 1-2 住民意向 | (9) 環境のまちづくり |
| 1-3 上位・関連計画 | (10) 健康のまちづくり |
| 1-4 都市の現状と課題 | (11) 産業・交流のまちづくり |
| (1) 土地利用 | (12) 住民協働、住民参画のまちづくり |
| (2) 都市基盤施設等 | |



第2章 全体構想

- 2-1 将来都市像
- (1) 都市づくりの目標像
 - (2) 将来人口
 - (3) 都市づくりの基本方針
 - (4) 国土利用の方針
- 2-2 都市づくりの方針（部門別計画）
- (1) 土地利用の方針
 - (2) 道路交通の整備方針
 - (3) 公園、緑地等の整備方針
 - (4) 下水道の整備方針
- ※2021年度（令和3年度）より、水道事業は
大阪広域水道企業団に統合されました。
- (5) 河川、ため池等の整備方針
 - (6) その他公共公益施設の整備方針
 - (7) 市街地・住宅地整備の方針
 - (8) バリアフリーのまちづくりの方針
 - (9) 景観まちづくりの方針
 - (10) 安心、安全なまちづくりの方針
 - (11) 環境のまちづくりの方針
 - (12) 健康のまちづくりの方針
 - (13) 産業・交流のまちづくりの方針
 - (14) 住民協働、住民参画のまちづくりの方針

第3章 地域別構想

- 3-1 地域別構想の役割と地域区分
- (1) 地域別構想の役割
 - (2) 地域区分
- 3-2 北部エリア
- (1) 地域の概要
 - (2) 地域整備の目標と取り組み
 - (3) 地域整備の方針
- 3-3 中部エリア
- (1) 地域の概要
 - (2) 地域整備の目標と取り組み
 - (3) 地域整備の方針
- 3-4 南部エリア
- (1) 地域の概要
 - (2) 地域整備の目標と取り組み
 - (3) 地域整備の方針
- 3-5 山間エリア
- (1) 地域の概要
 - (2) 地域整備の目標と取り組み
 - (3) 地域整備の方針



第4章 都市計画マスタープランの推進に向けて～ともに育てるまちづくり～

- 4-1 協働によるめざすべき都市づくりに向けて
- 4-2 めざすべき都市づくりの推進体制の整備
- 4-3 都市計画マスタープランの見直し

